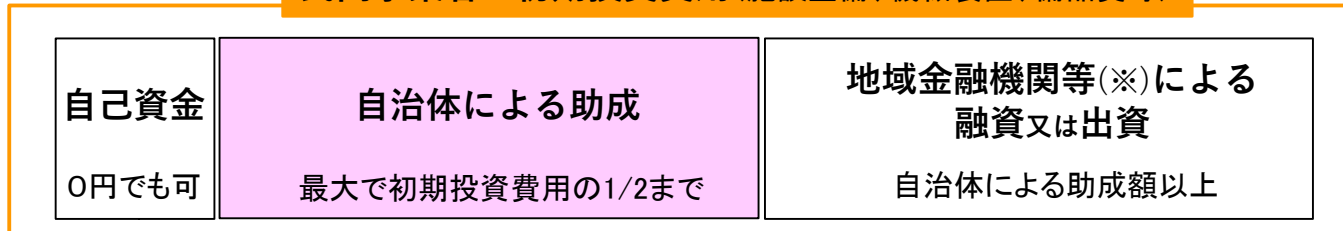


## 1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~10/10)による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

## 2. 事業スキーム

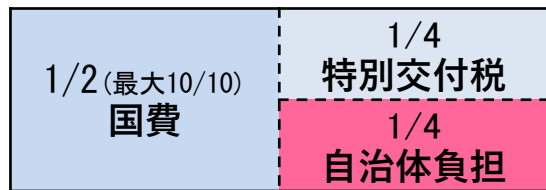
民間事業者の初期投資費用(施設整備、機械装置、備品費等)



活用可能な事業(例)

- 農 林 漁 業
- 製 造 業
- ⋮
- 宿 泊 業
- 観 光 業
- ⋮
- 食 品 加 工 業
- 地 域 エ ネ ル ギ ー 事 業

国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合  
R5年度から、融資元の拡充

- ・ 日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫
- ・ ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・ 原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

## 3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
  - ・ 民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。
 又は
  - ・ 自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
  - ・ 自治体から総務省に事業採択を申請。
  - ・ 申請は年間を通じ随時受付(毎月10日×切)。
- ③ 採択決定
  - ・ 申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。